

仕 様 書

|          |                  |
|----------|------------------|
| 仕様書作成年月日 | 令和 8 年 4 月 1 7 日 |
| 仕様書作成番号  | 3 2              |
| 仕様書作成部隊  | 神町駐屯地業務隊管理科      |
| 件 名      | 神町駐屯地ほか貯湯槽整備役務   |
| 単 位      | 式                |
| 数 量      | 1                |

1 場 所

- (1) 山形県東根市神町南 3 丁目 1 － 1 陸上自衛隊神町駐屯地
- (2) 山形県東根市大字若木七窪 陸上自衛隊神町飛行場

2 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊神町駐屯地及び飛行場において実施する「神町駐屯地ほか貯湯槽整備役務」について適用する。

3 役務概要

神町駐屯地及び神町飛行場に設置している第一種圧力容器（貯湯槽） 2 4 基の整備を実施する。

4 一般仕様

- (1) 本役務は、本仕様書に基づくほか建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）及びメーカー仕様・関係法規に基づき実施し、本仕様書に記載なき事項でも、技術的に当然なすべき事項は積極的に行うものとする。  
また、作業にあたり、建物・物品等に破損及び汚損を生じた場合には、速やかに監督官へ報告し、その指示に従い請負者の負担において現状に復旧すること。

5 作業時期

| 時 期 | 整備完了           | 性能検査立会         | 組 立           |
|-----|----------------|----------------|---------------|
| 前 期 | ～ 6 月 1 2 日（金） | 6 月 1 8 日（木）   | 検査合格後 1 0 日以内 |
| 中 期 | ～ 7 月 2 4 日（金） | 7 月 2 9 日（水）   | 検査合格後 1 0 日以内 |
| 後 期 | ～ 1 0 月 9 日（金） | 1 0 月 1 4 日（水） | 検査合格後 1 0 日以内 |

6 作業場所

別図による。

7 特記仕様

- (1) 整備項目  
建築保全業務共通仕様書に基づき実施するほか、以下のとおりとする。  
ア 作業実施日については契約後早期に実施し、監督官と協議の上決定するものとする。  
イ 水槽内の沈殿物質及び浮遊物質並びに壁面等に付着した物質を除去し、洗浄する。  
ウ 洗浄に用いた水は、完全に水槽外に排除するとともに、周辺の清掃を行うものとする。  
エ 清掃終了後、水道引込管内等の停滞水や管内の錆等が水槽内に流入しないようにする。  
オ 清掃に使用する器具は、貯湯槽清掃作業に専用で使用するものとし、消毒を行い作業すること。  
カ 本役務で使用する電気及び各種パッキンは請負者で用意するものとし、官側の電気を使用を使用する場合は事前に監督官の承諾を得るものとする。  
キ 作業は、健康状態の良好な者が実施するものとする。  
ク 作業は衛生的に行うようにするものとする。  
ケ タンク内の照明、換気等に注意して事故防止を図るものとする。  
コ 安全弁の分解整備、摺り合わせ及び組み立てを実施するものとする。

## (2) 機器仕様

| 連 番 | 名 称          | メーカ | 刻印番号    | 電熱面積  | 設置年月   | 設置場所    | 整備時期 | 備 考 |
|-----|--------------|-----|---------|-------|--------|---------|------|-----|
| 1   | 貯湯槽          | 亀山  | 宮112111 | 0.657 | H1.3   | 医務室     | 後    |     |
| 2   |              |     | 宮11029  | 1.22  | S63.12 | 5号隊舎    | 中    |     |
| 3   |              |     | 宮11355  | 6.45  | H2.5   | 浴場      | 前    |     |
| 4   |              |     | 宮11386  | 6.45  | H2.5   | 浴場      | 中    |     |
| 5   |              |     | 宮11687  | 3.89  | H3.3   | 食厨房     | 前    |     |
| 6   |              |     | 宮11992  | 0.628 | H3.12  | 6号隊舎    | 中    |     |
| 7   |              |     | 宮12378  | 4.87  | H6.1   | WAC隊舎   | 後    |     |
| 8   |              |     | 宮12965  | 1.67  | H8.1   | 外来宿舎    | 後    |     |
| 9   |              |     | 宮12966  | 1.67  | H8.1   | 外来宿舎    | 中    |     |
| 10  |              |     | 宮13241  | 3.3   | H10.8  | 7号隊舎    | 前    |     |
| 11  |              |     | 宮13344  | 0.8   | H11.3  | 飛行場格納庫  | 中    | 飛行場 |
| 12  |              |     | 宮13394  | 0.8   | H11.3  | 飛行場整備工場 | 中    | 飛行場 |
| 13  |              |     | 宮13345  | 1.71  | H11.3  | 浴場（東）   | 後    |     |
| 14  |              |     | 宮13346  | 1.71  | H11.3  | 浴場（東）   | 中    |     |
| 15  |              |     | 宮13358  | 5.53  | H11.3  | プール     | 中    |     |
| 16  |              |     | 宮13380  | 1.67  | H11.3  | 8号隊舎    | 前    |     |
| 17  | ストレージ<br>タンク | 仙都  | 宮13371  | 1.66  | H11.3  | 9号隊舎    | 前    |     |
| 18  | 熱交換器         | 仙都  | 宮13370  | 0.18  | H11.3  | 9号隊舎    | 後    |     |
| 19  | 貯湯槽          | 亀山  | 宮13676  | 2.22  | H12.11 | 10号隊舎   | 前    |     |
| 20  |              |     | 宮13850  | 2.79  | H13.8  | 11号隊舎   | 前    |     |
| 21  |              |     | 宮14142  | 2.79  | H14.11 | 12号隊舎   | 前    |     |
| 22  |              |     | 宮14156  | 3.24  | H15.1  | 13号隊舎   | 前    |     |
| 23  | 冷温水<br>ヘッター  | 亀山  | 宮14176  | 0.04  | H15.1  | 13号隊舎   | 後    |     |
| 24  |              |     | 宮14177  | 0.04  | H15.1  | 13号隊舎   | 後    |     |

## (3) 完了検査

作業実施後、検査官の検査を受け合格しなければならない。

## (4) その他

ア 使用する資器材等は全て請負者側において準備する。

イ 保守点検の結果、別途補修が必要な箇所、又は不具合箇所等を確認した場合は、その原因を探索し、補修のための見積書（状況写真含む）を速やかに作成し、官側へ提出するものとする。

ウ 保守点検終了後、次年度に必須及び推奨とする点検項目をとりまとめし、参考見積書として官側へ提出するものとする。

## 8 提出書類

(1) 提出書類は、別表「提出書類一覧表」のとおりとし、以下の項目について注意し提出すること。

## (2) 検査報告書

検査終了後、検査報告書を監督官に2部提出するものとする。なお、検査の結果、異常が発見された場合速やかに書面をもって官側に報告すること。

## (3) 役務写真

作業前・中・後、官側が指示した箇所、隠蔽箇所等を撮影すること。